(2)　当該役務を利用する者（提供者を除く。以下同じ。）の増加に伴い、他の当該役務を利用する者の便益が著しく増進され、これにより当該役務を利用する者が更に増加するとともに、その増加に伴い提供者の便益も著しく増進され、これにより提供者も増加する関係

㈡　この法律において「利用者」とは、デジタルプラットフォームを利用する者をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　この法律において「商品等提供利用者」とは、デジタルプラットフォームを商品等を提供する目的で利用する者をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　この法律において「一般利用者」とは、商品等提供利用者以外の利用者をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　この法律において「デジタルプラットフォーム提供者」とは、デジタルプラットフォームを単独で又は共同して提供する事業者をいうこととした。（第二条第五項関係）

㈥　この法律において「特定デジタルプラットフォーム」とは、４の規定により指定されたデジタルプラットフォーム提供者（以下「特定デジタルプラットフォーム提供者」という。）の当該指定に係るデジタルプラットフォームをいうこととした。（第二条第六項関係）

3　基本理念

デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する施策は、デジタルプラットフォームが、利用者の便益の増進に寄与し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展にとって重要な役割を果たすものであることに鑑み、デジタルプラットフォーム提供者がデジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与その他の規制を必要最小限のものとすることによりデジタルプラットフォーム提供者の創意と工夫が十分に発揮されること及びデジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととした。（第三条関係）

4　特定デジタルプラットフォーム提供者の指定

経済産業大臣は、デジタルプラットフォームのうち、デジタルプラットフォームにより提供される場に係る政令で定める事業の区分ごとに、その事業の規模が当該デジタルプラットフォームにおける商品等の売上額の総額、利用者の数その他の当該事業の規模を示す指標により政令で定める規模以上であるものを提供するデジタルプラットフォーム提供者を、デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めることが特に必要な者として、指定することとした。（第四条第一項関係）

5　特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示

㈠　特定デジタルプラットフォーム提供者は、利用者に対して特定デジタルプラットフォームを提供する場合の条件（以下「提供条件」という。）を開示するに当たっては、当該提供条件に関する利用者の理解の増進が図られるよう、これを行わなければならないこととした。（第五条第一項関係）

㈡　特定デジタルプラットフォーム提供者は、商品等提供利用者又は一般利用者に対して特定デジタルプラットフォームを提供するときは、当該者に対し、当該特定デジタルプラットフォームの提供条件として所定の事項を開示しなければならないこととした。（第五条第二項関係）

㈢　特定デジタルプラットフォーム提供者は、所定の行為を行うときは、当該行為の相手方に対し、所定の事項を開示しなければならないこととした。（第五条第三項及び第四項関係）

㈣　特定デジタルプラットフォーム提供者が㈠から㈢までの規定を遵守していないと認めるときに経済産業大臣が行う勧告等について、所要の規定を設けることとした。（第六条関係）

6　特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置

㈠　特定デジタルプラットフォーム提供者は、特定デジタルプラットフォーム提供者と商品等提供利用者との間の取引関係における相互理解の促進を図るために必要な措置を講じなければならないこととした。（第七条第一項関係）

㈡　経済産業大臣は、㈠の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施に資するために必要な指針（以下「指針」という。）を定めることとした。（第七条第二項～第六項関係）

㈢　㈡の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために特に必要があると認めるときに経済産業大臣が行う勧告について、所要の規定を設けることとした。（第八条関係）

7　特定デジタルプラットフォーム提供者による報告書の提出、評価等

㈠　特定デジタルプラットフォーム提供者は、毎年度、所定の事項を記載した報告書を経済産業大臣に提出しなければならないこととした。（第九条第一項関係）

㈡　経済産業大臣は、㈠の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書の内容その他の経済産業大臣が把握する事実に基づき、指針を勘案して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価を行い、その結果等を公表することとした。（第九条第二項～第五項関係）

㈢　特定デジタルプラットフォーム提供者は、公表された評価の結果を踏まえ、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上に努めなければならないこととした。（第九条第六項関係）

8　経済産業大臣に対する申出等

５及び６の規定に基づき特定デジタルプラットフォーム提供者が講ずべき措置が講じられていないと認めるときに利用者が経済産業大臣に対して行う申出等について、所要の規定を設けることとした。（第一〇条関係）

9　報告及び検査

特定デジタルプラットフォーム提供者等に対する報告の求め及び検査並びに商品等提供利用者に対する報告の求めについて、所要の規定を設けることとした。（第一二条関係）

10　公正取引委員会への措置請求

経済産業大臣が行う公正取引委員会への措置請求について、所要の規定を設けることとした。（第一三条関係）

11　資料の提出の要求等

経済産業大臣は、４の政令の制定又は改正の立案に必要な限度において、デジタルプラットフォーム提供者又は商品等提供利用者に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができることとした。その資料及び説明に基づき経済産業大臣が行う政令の立案等の措置について、所要の規定を設けることとした。（第一五条及び第一六条関係）

12　送達すべき書類等

４の規定による指定、５の㈣の勧告等又は９の規定による報告の徴収に関する書類の送達に関し、外国において送達をすることができない場合における公示送達その他の所要の規定を設けることとした。（第一九条～第二二条関係）

13　施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。